

2009年9月25日

【一部改訂】2011年8月25日

会員の皆様へ

特定非営利活動法人フローレンス
代表理事 駒崎弘樹

WELBOX クーポンご利用のご案内

NPO 法人フローレンス（以下「当法人」といいます。）は、株式会社イーウェルの福利厚生代行サービス「WELBOX」と提携しており、同社の育児クーポンを毎月のお支払いに、ご利用いただくことが出来ます。

ご利用内容・方法は下記のとおりとなります。ご一読のうえ、ご利用を希望される場合は、事務局までお申し出下さい。

■ご利用内容：

月会費・特約料、病児保育利用時の保育料、更新料にご利用頂けます。

※入会時にお渡しする初回ご請求分には、ご利用いただけません。

※更新料へのクーポン利用は、2011年9月1日以降、可能となります。

■ご利用金額：

- ・クーポン券の利用金額の上限はございませんが、おつりが出せません。クーポン券の額面を下回る金額にはご利用いただけませんこと、あらかじめご了承下さい。

例：月会費のお支払いにご利用の場合

月会費 7,900 円にクーポン券 7,000 円分（1,000 円×7 枚）を利用する

差額 900 円をご登録口座よりお引落しさせていただきます。

- ・ご利用者様に、毎月のご利用金額上限や利用内容（月会費のみ等）を設定いただけます。（送付時に「毎月の月会費 5,000 円分にのみ利用」等、明記して下さい。）

■ご利用の手順：

① WELBOX センターにクーポン券をフローレンスの料金の支払いに利用したい旨を必ずお申し出下さい。

② WELBOX センターより当法人に利用希望者の連絡が入ります。そちらを受けて当法人より会員様へ利用開始に向けてのご案内を致します。

③クーポン券を事務局宛てに、持参または郵送いただきます。

※ベビーシッタークーポン・保育所クーポンのどちらもご利用いただけます。

※クーポン券の会員名・会員番号・会員との続柄は、必ずすべてご記入下さい。

（利用日と利用会社名は、未記入で結構です）

※クーポンは請求金額確定前のお預かりとなります。

※郵送方法は下記の【お預かり方法】を参照下さい。

④お預かりしたクーポン券分を、ご請求総額より差引きし、精算させていただきます。

※【毎月5日】を過ぎてから到着したクーポン券は、口座振替の手続き上、その月の
お支払いにはご利用いただけません。翌月以降のご請求分からのご利用となります。

■お預かりの上限：

一度に送付いただけるクーポン券は種類を問わず、お子様一人につき合計【30,000円分】までとさせていただきます。有効期限をご確認の上、期限内に使いきれの分を算段してお預け下さい。なお、お預かりしたクーポン券の有効期限内のご利用が難しいと当法人で判断した場合は、返却させていただくことがございます。

■クーポン券の追加：

クーポン券のお預り残につきましては、会員専用WEBサイトの請求履歴の内訳で、ご確認頂けます。内容をご確認いただき、追加でクーポンを送付される場合は、必ずご一報の上、追加分をご送付下さい。

【ご請求金額確認方法】

①利用会員専用WEBサイトよりログインください。

<https://member.florence.or.jp/user/login.html>

②『3.請求履歴』と表示されている項目をクリックすると請求金額が表示されます。

③表示された金額欄をクリックすると、お子様名と金額が表示され
お子様名をクリックすると内訳が表示されます。

■クーポン利用の中止：

ご退職や会社の福利厚生の変更などで、クーポン券がご利用できなくなった場合は、速やかにご連絡下さい。ご連絡がなく、当法人がクーポン利用分としてWELBOXに請求した金額が回収できない場合は、会員様に後日追加にて当該金額分をご負担いただきます。

■お預かり方法：

クーポン券は金券と同様の扱いとなります。レスキュー当日の隊員へのお預けは承りかねます。当法人へ直接持参いただくか、下記送付先に書留など記録の残る形でご郵送下さい。なお、事務処理の手続き上、毎月【5日必着】となっております。到着しましたらメールにて受領のご連絡を差し上げますので、必ずご確認下さい。

<送付先>

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-8-4 第二プレシーザビル502
NPO 法人フローレンス 病児保育事業部クーポン担当

以上